



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 9 9 9 号 令和 8 年 1 0 月 9 日 発行

目 次

※は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
5 0 5	特定調達契約について随意契約の相手方を決定した件	交流拠点戦略課
5 0 6	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった件	環境管理課
5 0 7	指定居宅サービス事業の廃止について届出があった件	長寿いきがい課
5 0 8	指定介護予防サービス事業の廃止について届出があった件	同
5 0 9	特定調達契約について随意契約の相手方を決定した件	教育委員会
5 1 0	同	同

【人事委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
※	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	

徳島県告示第505号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成8年徳島県規則第22号）第1条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により次のとおり公示する。

令和8年10月9日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

- 1 契約に係る特定役務の名称及び数量
藍場浜公園西エリア・新ホール整備事業 基本設計等業務
- 2 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県観光スポーツ文化部交流拠点戦略課
徳島市万代町一丁目1番地
- 3 契約の相手方を決定した日
令和8年8月28日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社石本建築事務所 大阪オフィス
大阪府中央区南本町二丁目6番12号サンマリオンタワー
- 5 契約金額
244,970,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約（公募型プロポーザル方式）
- 7 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第6号

徳島県告示第506号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和8年10月9日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

1 申請の概要

(1) 申請者

名 称 大塚化学株式会社 松茂工場
住 所 板野郡松茂町豊久字豊久開拓139-40
代表者 工場長 伊東治

(2) 工場又は事業場

名 称 大塚化学株式会社 松茂工場
所在地 板野郡松茂町豊久字豊久開拓139-40

(3) 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第47号ホに規定する廃ガス洗淨施設

(4) 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

2の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県生活環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和8年10月9日から
令和8年10月30日まで

(2) 場所

徳島県生活環境部環境管理課及び松茂町産業環境課

徳島県告示第507号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和8年10月9日

徳島県知事 後藤 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
合同会社ハザウエ	阿波市土成町吉田字御所屋敷の二34番地	ヘルパーステーションなせな	阿波市土成町吉田字御所屋敷の二34番地	訪問介護	令和8年7月22日	令和8年8月31日
有限会社メディウエル	吉野川市川島町桑村962番地の15	ケアステーション風見鶏徳島支社	徳島市佐古五番町5-3	同	同 27日	同
有限会社おりの	海部郡海陽町穴喰浦字松原60番地	ヘルパーステーション笑顔	海部郡海陽町久保字板取12番地4	同	同 30日	同
有限会社メディウエル	吉野川市川島町桑村962番地の15	訪問看護ステーションリハビリ倶楽部	吉野川市川島町桑村2301番地2	訪問看護	同 27日	同
医療法人清樹会	板野郡藍住町奥野字和田71番地の13	デイサービス優樹	板野郡藍住町東中富字慶長47-1	通所介護	同 24日	同
有限会社おりの	海部郡海陽町穴喰浦字松原60番地	デイサービスセンターいきいき	海部郡海陽町久保字板取12番地4	同	同 30日	同

徳島県告示第508号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和8年10月9日

徳島県知事 後藤 田 正 純

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
有限会社メディウエル	吉野川市川島町桑村962番地の15	訪問看護ステーションリハビリ倶楽部	吉野川市川島町桑村2301番地2	介護予防訪問看護	令和8年7月27日	令和8年8月31日

徳島県告示第509号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成8年徳島県規則第22号）第1条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により次のとおり公示する。

令和8年10月9日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

1 契約に係る特定役務の名称及び数量

ゼロトラスト型徳島県教育情報ネットワークサービス提供業務 一式

2 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県教育委員会事務局教育DX推進課

徳島市万代町一丁目1番地

3 契約の相手方を決定した日

令和8年7月31日

4 契約の相手方の氏名及び住所

NTT西日本株式会社徳島支店

徳島市西大工町二丁目5番地1

5 契約金額

2,614,700,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

徳島県告示第510号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成8年徳島県規則第22号）第1条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により次のとおり公示する。

令和8年10月9日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

1 契約に係る特定役務の名称及び数量

徳島モデルによる次世代校務DX環境整備事業 一式

2 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県教育委員会事務局教育DX推進課

徳島市万代町一丁目1番地

3 契約の相手方を決定した日

令和8年7月31日

4 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社内田洋行大阪支店

大阪府中央区和泉町二丁目2-2

5 契約金額

1,226,500,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 10 月 9 日

徳島県人事委員会委員長 石 本 寛 子

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（規則 4—9）の一部を次のように改正する。

第 38 条第 2 項中「合格者に」を「当該最終合格者に」に改める。

第 61 条第 1 項中「第 16 条（ただし書を除く。）」を「第 16 条本文」に、「調査」を「調査」とあるのは「公表」を「公表する」に、「通知」を「通知する」に、「採用試験の最終合格者」とあるのは「昇任試験の合格者」と、「」を「ときは、」に改め、「、採用試験」を削り、「昇任試験」を「ときは」に改め、同条第 2 項中「まで、」を「まで及び」に、「第 43 条第 4 号中「その他人事委員会が定める事由に該当する場合」とあるのは「職員としての地位を失った場合その他人事委員会が定める事由に該当する場合」を「第 43 条第 3 号中「死亡した」とあるのは、「職員としての地位を失った」に改める。

第 66 条第 1 項中「、試験に関する事務のうち」を削り、同項各号を次のように改める。

- (1) 第 7 条第 1 項第 5 号に掲げる採用試験のうち第 8 条第 2 号、第 5 号及び第 6 号に掲げる方法により行うもの（第 8 条第 2 号に掲げる方法により行うものにあつては、人事委員会が認めるものに限る。）に係る第 16 条本文（日時、試験地及び試験場の指定に係る部分を除く。）、第 31 条（第 1 項ただし書を除く。）、第 34 条及び第 35 条第 1 項（日時、試験地及び試験場の指定に係る部分を除く。）に規定する人事委員会の権限
- (2) 第 7 条第 1 項第 5 号に掲げる採用試験のうち第 8 条第 4 号に掲げる方法により行うものに係る第 16 条本文（日時、試験地及び試験場の指定に係る部分を除く。）に規定する人事委員会の権限
- (3) 第 60 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる昇任試験に係る同条第 2 項並びに第 61 条第 1 項において準用する第 15 条第 1 項、第 16 条本文から第 19 条まで、第 21 条第 1 項及び第 2 項、第 22 条第 1 項及び第 4 項、第 23 条から第 25 条第 1 項まで、第 26 条から第 28 条まで、第 30 条、第 31 条（第 1 項ただし書を除く。）、第 34 条、第 35 条並びに第 37 条第 1 項に規定する人事委員会の権限

附 則

この規則は、公布の日から施行する。